

《凍結物（凍結胚・凍結精子）の保管更新について》

当院にて凍結した凍結物は、**1年間**の保管が有効です。1年後、凍結物の保管延長または破棄のどちらを希望される場合でも、保管期限日（凍結した日から1年後の前日）を確認していただき、その保管期日までに当院ホームページより書類をダウンロード・印刷をしていただき、お手続きをお願いします。

※ダウンロード・印刷ができない場合は、受付にて配布いたします。

＜お手続きに必要なもの＞

・延長手続きの場合

- ①ご夫婦の署名、捺印をした延長保管同意書
- ②凍結保管料（1検体につき10,000円/年、但し精子は10検体以上の場合一律100,000円/年）
- ③82円切手を貼り、宛名を記入した返信用封筒

・破棄手続きの場合

- ④ご夫婦の署名、捺印をした破棄同意書

・複数検体があり、一部延長・一部破棄の手続きの場合

上記の①～④全て

＜お手続きの方法＞

- ・ご来院してお手続き **（現金のみのお取扱いです。カード決済は対応しておりません。）**
→それぞれの手続きに応じた上記の必要なものをお持ちいただき、以下の手続き受付時間内にご来院ください。
延長手続きが含まれる場合は、後日返信用封筒にて領収書をお送りします。

凍結物保管更新手続き受付時間

月・火・木・土曜日（当院休診日除く）

11:00～13:00・15:00～17:00

・郵送にてお手続き

- 延長手続きが含まれる場合は、**現金書留の封筒**にて、それぞれの手続きに応じた必要なものを、当院までお送りください。後日返信用封筒にて領収書をお送りします。
破棄手続きのみの場合、普通郵便にてお送りください。破棄手続きの場合、こちらからの発行物はございません。

凍結物保管更新手続き書類送付先

〒211-0063 川崎市中原区小杉町1-510-1

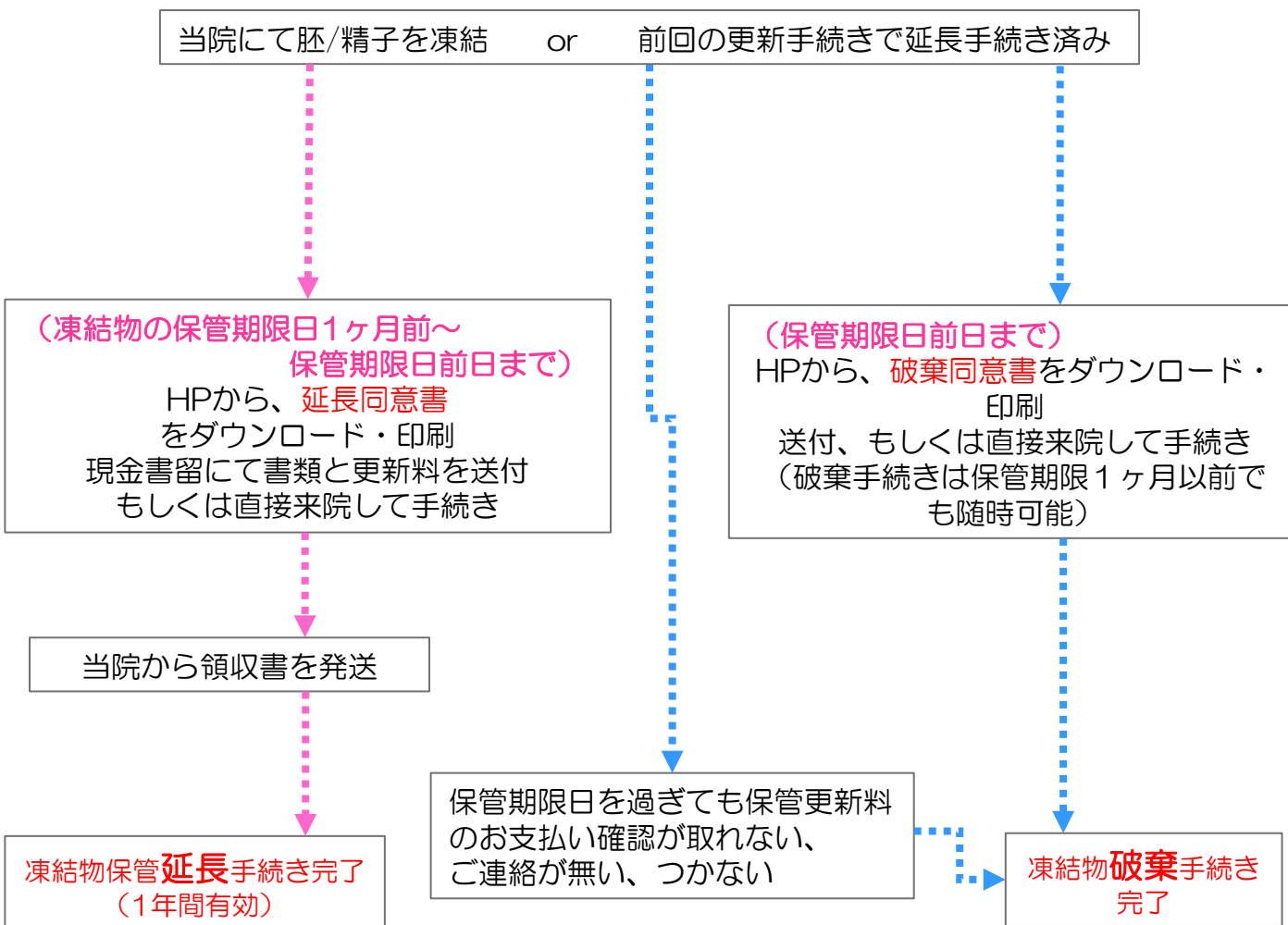
ノア・ウィメンズクリニック 宛

☎044-739-4122

※数周期に渡って凍結していた場合、保管期限の1番早いものに合わせ、まとめてお手続きをしていただけます。（胚と精子両方の場合は、それぞれの同意書を用いてください。）

※ご自身の凍結物の把握ができていない場合は、凍結延長の相談という形で診察予約をお取りください。（web予約からは「治療相談」でお取りください。）

《凍結物保管更新 お手続きの流れ》



原則的に、当院から更新に関してのご連絡は行いませんのでご注意ください。

- 保管更新料のお支払い確認が取れない場合。
- 保管期限日を過ぎてもご連絡が無い、つかない場合。

これらに関しては保存期間延長の意思が無いものとみなし、凍結物を破棄させていただきます。

その際、当院に対しての異議申し立ては一切受け付けません。

ご不明な点がございましたら、当院までご連絡ください。

《お問い合わせ》

ノア・ウィメンズクリニック

〒211-0063 神奈川県川崎市中原区小杉町1-510-1

☎044-739-4122

受付時間10時～19時（13時～15時を除く）

※水曜午後・金曜午前・第四土曜・日曜祝日休

